

第六十五回国会 大蔵委員会 議 録 第二十七号

昭和四十六年四月二十七日(火曜日)
午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 宇野 宗佑君 理事 上村千一郎君
理事 丹羽 久章君 理事 藤井 勝志君
理事 山下 元利君 理事 広瀬 秀吉君
理事 松尾 正吉君 理事 竹本 孫一君
理事 奥田 敬和君 理事 木野 晴夫君
理事 木部 佳昭君 理事 佐伯 宗義君
理事 坂元 親男君 理事 高橋清一郎君
理事 登坂重次郎君 理事 中島源太郎君
理事 中村 寅太郎君 理事 原田 憲君
理事 福田 繁芳君 理事 坊 秀男君
理事 松本 十郎君 理事 森 美秀君
理事 吉田 実君 理事 渡部 恒三君
理事 阿部 助哉君 理事 佐藤 觀樹君
理事 中嶋 英夫君 理事 平林 剛君
理事 堀 昌雄君 理事 貝沼 次郎君
理事 伏木 和雄君 理事 和田 春生君

出席國務大臣

大蔵大臣 福田 赳夫君
労働大臣 野原 正勝君
國務大臣 山中 貞則君
(總理府總務長官)

出席政府委員

内閣法制次長 吉國 一郎君
大蔵政務次官 中川 一郎君
大蔵省主計局次長 橋口 收君
大蔵省關稅局長 谷川 寛三君
大蔵省國際金融局長 稻村 光一君

委員外の出席者

日本専売公社総裁 北島 武雄君

日本国有鐵道副總裁 山田 明吉君
日本電信電話公社副總裁 秋草 篤二君

委員の異動

四月二十六日

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

堀 昌雄君 補欠選任

四月二十六日

個人企業稅制改正に関する請願(大久保武雄君紹介)(第四九七八号)

同(石井桂君紹介)(第五〇二四号)

同(益谷秀次君紹介)(第五〇二五号)

國民金融公庫融資取扱窓口の拡大に関する請願(増田甲子七君紹介)(第五〇二六号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

コンテナに関する通關條約及び國際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の國際運送に關する通關條約(TIR條約)の実施に伴う關稅法等の特例に關する法律案(内閣提出第七三三号)

國の會計に關する件
金融に關する件

○毛利委員長 これより會議を開きます。

コンテナに関する通關條約及び國際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の國際運送に關する通關條約(TIR條約)の実施に伴う關稅法等の特例に關する法律案を議題といたします。

これより討論に入るのでありますが、本案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

コンテナに関する通關條約及び國際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の國際運送に關する通關條約(TIR條約)の実施に伴う關稅法等の特例に關する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○毛利委員長 起立総員。よつて本案は原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員會報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○毛利委員長 國の會計、稅制及び金融に關する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 本日は、公共企業体等の給与の問題について少しお伺いをいたしますが、最初に法制局にお伺いをいたします。

財政法二十二条で予算總則の内容というのがきめてありますが、第二十二條「予算總則には、歳入歳出予算、繰越明許費及び國庫債務負擔行為に關する總括的規定を設ける」と、こういうふうになります第一点あります。この總括的規定と現在の予算總則に書かれておられますところの「給与總額等」とはどういう關連にあるのか。法制局から御答弁をいただきたいと思ひます。

○吉國(一)政府委員 ただいまの御質疑は、「給与總額等」に關する事項が、財政法第二十二條の列挙事項でございせん歳入歳出予算等に關する總括的規定に入るかどうかということでございますが、この總括的規定のほうは、歳入歳出予算等に關します概括的な一般的事項を指稱するものと存じますので、給与總額等に關する事項はこの中には入らないのではないかと存じます。

○堀委員 そうしますと、「設ける外、左の事項に關する規定を設けるものとする」ということありまして、一、二、三、四、五までははっきり明定されてありますからこれには該当しない。そうすると、残るのは「前各号に掲げるものの外、予算の執行に關し必要な事項」というわけですね。そのうち、いまの「給与總額」というのはその「予算の執行に關し必要な事項」でございますか。これに該当するのですか。大蔵省あとからゆつくりと聞きますから、まず法制局のほうの見解を。財政法に對する解釈。

○吉國(一)政府委員 この第六号の「予算の執行

に關し必要な事項、これにつきましましては、予算を執行するにあたりまして、政府側が一定の事項に關しては予算総則をもつて定めることが必要であるという認定をいたしましたものは、ここに規定を設けることを第二十二条は命じておるものと思ひます。「給与総額」は「予算の執行に關し必要な事項」として総則に規定されておるものと思ひます。

○堀委員 ここで「前各号に掲げるものの外、予算の執行に關し」とある、この「予算」は何を示していますか。

○吉國(一)政府委員 これは予算全体を指称するものでございす。

○堀委員 ここでいう「予算」は予算総則でものをきめる土台になる予算だ。予算全体ということにはならないのじやないですか。予算総則というものは、いま私がここで触れたように、總括的部分と個別的の部分に分けまして、ここで予算総則を書けと財政法は規定しておりますね。そうして總括的部分ではないのですから、予算全体ということではなしに、それは要するにその執行を規定する土台になる予算、こういうものになつていなければおかしいのじやないですか。予算全体ということではないと私は理解をいたしますが。

○吉國(一)政府委員 予算総則を含まないということではないかというお尋ねでございす。が、「予算総則」は予算総則自体を執行するというような問題じゃございせんので、おっしゃるとおり予算から予算総則を除いた残りということになると思ひます。

○堀委員 大蔵大臣、いまお聞きになつたように、財政法二十二条の「予算総則」の項の第六号の「前各号に掲げるものの外、予算の執行に關し必要な事項」というこの「予算」というのは、要するに第十六条の「予算の内容」の中の「歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為」ということになるといふ法制局は答弁をいたしました。

○堀委員 大蔵大臣、よろしうございすか、そうすると、予算総則でものをきめられる範囲というものは、少なくとも歳入歳出予算にあるものについての執行をきめるのであつて、ここで予算総則の執行をきめることは、いふなれば財政法の三十三条ただし書きにある——本来は予算の執行に關し必要な事項例としては、三十二条からいきましか、「各省各庁の長は、歳出予算及び継続費については、各項に定める目的の外にこれを使用することができない。」第三十三条、予算の移用及び流用の制限、こういう問題に対しては三十三条六号がそれを規定してある、こういうふうにい

○堀委員 わかりました。第十六条で「予算の内

容」と規定しておりますのは、「予算は、予算総則、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為とする。」こういうふうになつておるわけですね。これを區別して記載されておるわけですね。——この中で、私が言つてある「継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為」についてはいまの御答弁です。規定があるし、要するにこの予算総則というものは、この中の予算の執行ということが予算総則の内容なんだから含まれない。要するに予算総則というものは、予算総則以外の予算に対する規定だ、こういうふうには私は認識をしておるのですが、それはどうですか。

○吉國次長の答弁からすれば範囲は限定される、こう考えますが、大蔵大臣いかがでしょう。

○福田國務大臣 法制次長がお答えしたので、法的解釈はそうだと思います。思ひますが、総則で、予算の数字の執行ですね、予算書の数字の執行だけに關連しているのか、それだけしか關連できないのかというところではない。たとえば債務負担行為、これは予算とまた別ですね。当該年度の予算だけじゃない。翌年度の予算を拘束するやうなそういう条項もあるもので、大体そういう特殊なケースを除きますと、やはりいま法制次長がおっしゃつたとおりと解釈します。

○堀委員 いま大臣がおっしゃつた国庫債務負担行為につきましては、私は前段で申し上げたように、財政法十六条でちゃんと予算の範囲と認めておるわけでありす。要するに、予算の範囲と認めたのは「歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為とする。」とありますから、大臣のおっしゃつたままのことは、私の言う予算の中に該当しているわけですね。要するに、私のいま言つておりますことは、予算総則で書いたことを予算総則でもう一ぺん規定するわけにはいきませんよ。だから予算総則では、要するに「歳入歳出予算」か、「繰越明許費」か、「国庫債務負担行為」か、「継続費」か、これだけについての規定がある、こういうことだと思ひますが、大臣、それでよろしうございすか。

○福田國務大臣 そういふふうに思ひます。

○堀委員 実は私が本日この問題をやつておりますのは、予算総則でものをきめる範囲ということ、少しことを厳密にしておかなければならぬと思ひます。昨年までは私はこの問題を議論する必要はなかつたわけですね。昨年までの予算総則に書かれておることは、すべて予算のベースにあることが実は書かれておつたのです。

労働大臣が、時間の制限があつてお入りになりましたから、ちよつと話を中断をさせていただきます、労働大臣に、時間がありませんからお伺いを

いたします。

実は昨年私、大体この時期にいろいろ問題を提起いたしました。きようは時間が非常に制約されておりますから簡単に伺ひをしておきたいと思つておりますけれども、本年までの公共企業体等の職員の給与に關しましては、実は自主交渉の段階で、昨年、有額回答が示されるようになり、さらにそれをもとにして、調停段階でも調停案によらないで、公労委の委員長見解という表現のもとに、労使間においておのづから賃金に対する最終的な詰めが行なわれて、結果的には現行法律上のためまえから仲裁裁定という形式をとりましたけれども、中身としては、昨年まではいま申し上げたやうなことであつたと了解しておるわけでありす。大臣もそのように御了解いただいておりますでしょうか。

○野原國務大臣 堀委員の御指摘のとおり、三公社五現業につきましてはあくまでも自主交渉による円満な妥結を望んで今日まで来ておる、そのことが一番好ましいと思ひます。

○堀委員 昨年まではそうでありましたが、本年度に対する労働大臣の公式の見解をちよつと承つておきたいと思ひます。取り扱ひの方向について……。

○野原國務大臣 本年も昨年同様、あくまでも自主交渉により当事者能力、誠意をもつてお示しできるやうにいたすべきだという観点からやつてまいつたわけですが、なかなかむずかしい問題も実はございすので思ひます。参りませんが、したが、あくまでもその筋だけは通したいというところで努力してまいります。

○堀委員 そこで私は、これは公労委の現状の問題についてちよつと労働大臣に私の意見を申し上げて御判断を少し伺ひたいと思ひます。すけれども、大体、本来公労委というのは、考え方としては個別調停というところになつておつたと私は思ひます。大体賃金というものが本来個別の賃金でありすから、個別の賃金を処理するのならば当然個別調停ということが本来の原則だ、こ

考えますが、大臣いかがでございますでしょうか。

○野原国務大臣 そういふ点は御指摘のとおりだと思ひます。できるだけ個別に満足を与え、円満な妥結をするということが好ましいと思ひます。

問題は、同じような三公社五現業の場合、はたして個別の問題でいかどうか。やはり共通した問題もございますので、その辺は十分に連絡を密にしていく必要があるんじゃないかというふうに考へております。

○堀委員 おつしやるように、確かに全体一つの法律で規制をされておることでもありますから、相関連するところは十分あると思ひますが、たてまへは私はやはり個別調停であるのが本来の筋だろつと思つております。そこでやはり私は、公労委のほうでもできるだけそういう趣旨を体した運営をひとつ今後やっていただく。もちろん公労委は一つでありまして、運営をどういうふうになされよう、最終的な判断の中ではある一つの範囲でいろいろお考えになることは当然でありますけれども、取り扱ひ的には、たとえば調停委員長が個別に関係労使を呼んで、できるだけその労使の関係でものが処理できるように——いまの場合ですと、たとえば労働側委員を通じて労働者に、使用者側委員を通じて使用者に、というふうな形があつて、非常に何段階かに問題が処理されるというふうな感じがいたしますので、これはひとつ調停委員長が、どこかの時点では一応労使を個別に呼ばれて、そうしてそれらの事情も踏まえた上で最終的なそういう見解等を出されることが、私はやはり個別調停という原則から見れば望ましいのではないかと。調停委員長は一人でありまして最終的にそれが包括されることは当然でありますし、また調停委員会が合議もされていろいろの見解も出てくるのでありますから、経過としてはいま労働大臣が後段でおつしやつたことは十分補完をされるのでありますから、やや後段の側に比重がかかつて、前段のほうの個別的な調停という雰囲気現在の仕組みでは必ずしも生かされてないという感じがいたしますので、この点に

ついてはひとつ今回はできるだけそういう方向で処理がされるというのを要望されるかどうか。これは公労委は独立しておるわけでありまして、いかがでございますでしょうか。

○野原国務大臣 御意見は非常に私も賛成でございます。そういう方向につとめてまいらるべきものと、よく御意見のほどをお伝えいたします。

○堀委員 そこでもう一つ、実はいまの委員の数の問題でございますけれども、たとえば労働側委員といふのは三人出でいらつしやいます、実は八つも団体があるわけですね、三公社五現業です。八つものことを三人で、ある時期に非常に集約的に処理されるというのではやや問題があるんじゃないかと思ひます。またたとえば、私たちどちらかというところ総評に近いわけでありまして、けれども、やはりこれらの労働組合の中には同盟系のものもあると思つております。これらも勘案いたしますと、もう少し委員を増員されること、が、よいいま私が申し上げたような個別調停をやつたりしやすい条件に導くことになるのではないのか、こゝろ思ひますので、ひとつ公労委の委員の数ですね、委員数をもう少しふやされても別に公労委の運用が障害を受けることがなくて、かえつて、非常に多岐多様にわたつておりますから——たとえば一つの種類の業態なら別でありますけれども、もういまは三公社五現業といふのは実は極端に内容の違う業種がそろつておることでありまして、で、やはりその中におけるいろいろな特殊な条件もあるでございまして、それらを十分に公労委として処理をされるためには、私は特に労働側委員といふものがもう少しふやされてもいいんではないか、こゝろ思ひますけれども、これについての労働大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○野原国務大臣 委員全体として、これはバランスの問題もございまして、御承知のとおり労働組合の関係等もいろいろ複雑でございますので、いまのところ考へておりませんが、将来、今後そ

いったことについても十分な注意を払いまして、できるだけその意見が公正に反映できますように十分研究を続けたいと思ひます。

○堀委員 私が申し上げておりますのも労働側委員だけふやせと言ふんではございません。当然使用者側委員も同じ問題があるはずでございます。要するに私が申し上げておりますのは、企業体の数が多くて、種類が違つておりますから、使用者側委員も当然数がふえて相当であるし、労働側委員もまたふえていいんではないか、こゝろいうことであるので、それはそういうふうな御理解いただいて、やはりできるだけこの問題がスムーズに、そして合理的に処理が行なわれることを私も期待いたしております。その点については政府、要するに労働大臣の考えもそんなに差はないと思つております。そういう意味で、私が申し上げましたことについてひとつ御配慮をいただきたいというのを御要望申し上げまして私の労働大臣に対する質疑を終わります。関連質問に移つていただきますと思ひます。

○毛利委員長 労働大臣に対する関連質問を許します。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 労働大臣に、時間もございませんで端的にお伺いをするわけでございまして、今次春闘で公労協の各組合の代表者と会われた際、表明をされました。それから四月二十一日の閣議のあと記者会見で発表されたことを確認したいと思つておりますが、実は公労協は御承知のようにそれぞれの企業体において経営格差が非常にあるわけでありまして、赤字財政のところもあるし非常に健全な経営もある。こゝろいう中で労働大臣の立場において、その赤字のところであるところではない、こゝろいう意見を少なくとも今年に入つてから二度ないし三度公式に表明をされておるわけでありまして、この委員会におきましてそのことを確認してよろしいかどうか。あなたの御気持ちを御聞きいたしたいと思つてわけであります。

○野原国務大臣 私は、各企業間において当然のことのように格差があるということ、これは疑問に考へております。大きな格差があつてはならぬ、本質的にそういうものであると思ひます。それは物価とかいろいろな経済上の事情等、あるいはまたそこに携わつておる労働者の方々の年齢構成であるとか、いろいろな関係がありまして多少の格差はあるにしても、本来そういう大きな格差があつていいものじゃないというふうに考へておる一人でございます。たまたまそういう問題について御意見がありますときに、私はそういう大きな格差があることは好ましくないといふことを何回か申し上げたことがあつてあります。そういう心境で、賃金の問題等につきましては各企業体等によつて大きな格差があることは好ましくないことであるといふふうに考へております。

○広瀬(秀)委員 もう一つ、大きな格差があるのは好ましくないとおつしやられたわけですが、私が端的にお聞きしたかったのは、昭和四十六年度における賃上げの際にも格差を設けるということについては好ましくない、こゝろいうお考えである、そう承知してよろしうございませぬ。

○野原国務大臣 そのとおりでございます。

○堀委員 引き続き先ほどの論議に戻ります。そこで、予算総則の専売公社に関する部分にはこゝろいうことが書かれておるわけですね。「給与総額等」第八條 専売公社法第四十三條の二十二第一項の規定により、こゝろいうふうに書かれております。法制局もよく聞いておいてください。その第四十三條の二十二の一項には「公社は、その職員に対して支給する給与について給与準則を定めなければならない。この場合において、この給与準則は、これに基く一事業年度の支出が国会の議決を経た当該年度の予算の中で給与の額として定められた額」こゝろ書いてあります。「をこえるものであつてはならない」といふのは別で、「額」です。

○野原国務大臣 私は、各企業間において当然のことのように格差があるということ、これは疑問に考へております。大きな格差があつてはならぬ、本質的にそういうものであると思ひます。それは物価とかいろいろな経済上の事情等、あるいはまたそこに携わつておる労働者の方々の年齢構成であるとか、いろいろな関係がありまして多少の格差はあるにしても、本来そういう大きな格差があつていいものじゃないというふうに考へておる一人でございます。たまたまそういう問題について御意見がありますときに、私はそういう大きな格差があることは好ましくないといふことを何回か申し上げたことがあつてあります。そういう心境で、賃金の問題等につきましては各企業体等によつて大きな格差があることは好ましくないことであるといふふうに考へております。

○堀委員 引き続き先ほどの論議に戻ります。そこで、予算総則の専売公社に関する部分にはこゝろいうことが書かれておるわけですね。「給与総額等」第八條 専売公社法第四十三條の二十二第一項の規定により、こゝろいうふうに書かれております。法制局もよく聞いておいてください。その第四十三條の二十二の一項には「公社は、その職員に対して支給する給与について給与準則を定めなければならない。この場合において、この給与準則は、これに基く一事業年度の支出が国会の議決を経た当該年度の予算の中で給与の額として定められた額」こゝろ書いてあります。「をこえるものであつてはならない」といふのは別で、「額」です。

そこで予算総則にまず「専売公社法第四十三條の二十二第一項の規定により、」と、こゝろ書いて

ある以上、まず予算総則を書く前に専売公社法第四十三条の二十二の一項が先行する、こう考えますが、法制局長はどうですか。

○吉田(一)政府委員 そのとおりだと思います。

○堀委員 予算総則のこの規定の働く前に、四十三条の二十二の一項でいう「給与の額」、この給与の額というのは歳入歳出予算に規定された給与の額である、こうなりますか。

○吉田(一)政府委員 その専売公社法第四十三条の二十二の第一項におきまして「予算の中で給与の額として定められた額」といつておられますところの予算が、歳入歳出予算でなければならぬといはいえないのではないかと思います。

○堀委員 どうしてですか。私がいま先に、予算総則の前に「いま予算総則にはこう書いてある。『専売公社法第四十三条の二十二の第一項の規定により、』と先に書いた以上、それからあとに書いてあるものを――専売公社法第四十三条の二十二の一項の規定が優先するといふあなたが答えた以上は、この規定が優先する以上は、そのあとに書いてあるものを逆につけてくることはできないんですよ。まず、その予算総則のこれから書くものの前にあるもので規定しなければならぬ。そうすれば、それは予算の歳入歳出の事項に規定された額がまず先に優先して、その「規定により、」であつたことを書くということにならなければ、この予算総則の書き方のためとてまゝではおかしいじゃないですか。

○吉田(一)政府委員 どうもただいまの御質疑の趣旨を私取り違えたかも知れませんが、予算総則の第八條で「専売公社法第四十三条の二十二の第一項の規定により、」云々といつてありますのは、専売公社法第四十三条の二十二の一項で「国会の議決を経た年度の予算の中で給与の額として定められた額」というものを主張してあります。その「額」というのはこの第八條でこう規定するよというのをいつているのだと思ひます。

○堀委員 大臣、私が予算総則のそこにいま触れ

ておりますのは、これまでは予算総則の中で書く額というのは、少なくとも歳入歳出予算の額を土台としたものが書かれていたわけですが、すべて、主計局の次長にお伺いをいたしますが、予算総則の中の数字で予算の歳入歳出の項の規定にある数字以外の規定が最初にくるもの――あとにくるものは別ですよ。最初にくるのがありますか、予算総則の中で。

○橋口政府委員 堀先生の御質問の御趣旨が十分理解しかねる点もあるのでございますが、たゞいま御質問のありました専売公社について申し上げますと、予算では「給与その他諸費」というふうにして金額が上がつてゐるわけでございます。さらに、それに対する参考表といたしまして「給与総額」といふものを明定いたしております。そしてそれにはいわゆる給与改善に関連しての措置、五%相当額の金額は含まないといふことを予算書の参考書類に明らかにいたしてゐるわけでございます。

○堀委員 いや、私がいま聞いてゐるのはそうではなしに、要するに、いま五%といふのはすでに給与の中に組み込まれてゐるから、これは歳入歳出予算としては国会の承認を得てゐるわけですから、歳入歳出予算としては確定してゐる。五%分の給与の入つたものが確定してゐる。そこで、歳入歳出予算で給与の額として確定したものを、予算総則で別個の額をここに規定するといふことが、いまの財政法上正しいかどうかといふことをいま私は議論してゐるわけですが、財政法からきた予算総則で私がいま議論してゐるのは、予算総則が受けるものは何か。予算総則が受けるものは、さつき吉田次長が答へられたように「歳入歳出予算」「繰越明許費」それから「継続費」「国庫債務負担行為」と、これだけです。予算総則が受けるのはこれです。こうなつて、そして予算総則の中で、それでは総括でしょうか、そうではあります。個別事項でしようか、そうではあります。六号で、要するに「前各号に掲げるものの外、予算の執行に必要事項」だから、その

「予算の執行に必要事項」というならば、その土台の予算はあくまでも歳入歳出予算だ。こうなれば、給与の額を「給与総額」で変更することは問題がある。要するに、これまでも歳入歳出予算における給与の額と、それから給与総額で書いた予算の額と、それは同じだ。ただその中で基準内外を区別するといふことについては、予算の執行上の問題だから区別できた。しかし土台である歳入歳出予算に明定をされてゐる給与費そのものを、予算総則で給与総額はこれだといふ規定してゐるのは財政法違反だ、こういうのが私のいまの考えです。

○橋口政府委員 ただいま堀先生がおつしやいました前段につきましては、われわれと意見の相違がないかと思ひます。御指摘のようにまさに歳入歳出予算で給与の総額をきめておられますので、それはまさに給与の歳出額であることは間違ひございません。ただ財政法第二十二條が予算総則の根拠規定になつておられますが、その第六号は先ほど来御指摘がございましたように「予算の執行に必要事項」といふふうにきめておられますのでございませう。つまり「予算の執行に必要事項」といふふうに限定的な規定はいたしてございませう。したがつて「予算の執行に必要事項」と目される事項につきましては、かなり広範囲に規定できるというのが従来からの確定された解釈でございませう。したがつて、ただいま御指摘のございませうものは、まさに御指摘のように国会の御承認を得た金額でございませう。しかしながら、それに対しては予算執行の別途を要請から給与総額といふ一つのワケをはめておられるといふのも、これまた財政法の第二十二條の解釈として適當な措置であるといふふうに考えておられるわけでございます。

○堀委員 別途の必要からといふ答弁がいまありましたね。ではどういふ必要でしようか。これは私が前段で申したように、総則の給与総額と歳入歳出予算の給与総額は同一でありますから、要するに予算の執行に必要事項として基準

内外を分ける。その流用を禁止した。大体この第六号というのは主として流用に関する部分を規定する、あるいは限界を規定するといふことであつて、予算の額そのものを變更した額を給与総額で書くといふのは財政法の趣旨ではない。もしそんなことなら、予算総則で何でもきめれば、歳入歳出予算はどうでもいいといふことになりかねないじゃないですか。だから、法制局長に聞きますが、この今度のことはこれは初めての例ですから、やつてもらつたことは私が要請してやつてもらつたことで、中身の話としてはこれは賛成だ。しかし私はこういうことを期待して実は要求しておつたわけではない。当然、歳入歳出予算に計上することは給与総額においてもそれと同じものを計上して、基準内外の区別をするといふなら相当である。しかしこれでは、要するに予算総則の中で政府が歳入歳出予算の計数を一方的に恣意的に行なうことができるという、こんなばかきことではないのじゃないか。歳入歳出予算の權威といふのはないのじゃないか。それじやどつちが優先するの。大蔵大臣どうです。政治的な判断を聞きませうから、大蔵大臣ひとつ……きわめて政治的な判断だから、私のほうで大臣の答弁を求めているのです。

○橋口政府委員 財政法第二十二條第六号の解釈の問題に關連いたしますので、一応私からお答へ申し上げたいと思ひますが、ただいま御質問の中にございませうように、「予算の執行に必要事項」でございませうので、予算の執行に必要事項として要請がございませうれば、予算の額について変動が生ずることはあり得るわけでございます。いわゆる弾力事項、収入金支弁の弾力事項あるいは借入れ弾力等いろいろございませうが、収入金支弁の弾力等について見ますと、この予算総則の規定によりまして弾力事項を設定いたしておりますので、予算の額そのものが異動するわけでございます。したがつて「予算の執行に必要事項」といふ規定の内容といたしましては、予算の額の変動を予定してゐるといふこ

とを申し上げておきたいと思ひます。

○堀委員 ではあなたの、「関し必要な」というのはどういふ必要があるのですか。これをどういふふうに分けをした必要は、法律の根拠が何かあります。これまでは、予算総則で皆さんの書いてきたことは、公社法であるいは国の経営する企業に勤務する職員に給与等に関する特例法を受けて実予算総則は書かれておいたわけですが、だからこの限りでは、私はこれまで、要するにこれらの公社法のある限り問題の解決はできない、こう思つておつたけれども、今度は、これらの公社法その他一連がいつていることは、予算の中の給与の額として定められた額をこえてはならない、こうなつておるのですから、これを一方的に皆さんが恣意的な判断で、あるワタの中に押え込むといふことは、これらの公社法及びいまの特例法の定めおる法意をはずれておるのです。あなたの言われる弾力事項その他の問題は、それは二次的に起る問題であつて、これは恣意的な判断できめた考えです。おまけに公社法その他の精神はここで完全に切れておるわけですよ。どうですか。「必要」とは何ですか、その必要の額といふのは、その「必要」に關し答えてください、根拠になるところを……。

○堀委員 いまの後段の話は、公社法その他はいずれも、要するに歳入歳出予算に書かれたものの範囲をこえてはならない、こういうことを規定しておるのです。あなたがいまおつたやつたように、規定されたものと給与総額で定めるものとはこれまでは同一だつたわけですよ。法律解釈としてはそれでこれまでずっと来ておつたのです。今度は初めて、あなたのほうがいま言つておられるように、公社法の歳入歳出額と給与総額を書ききつたわけですよ。これまで一般会計においてもあるいはこれらの三公社五現業においても、四十五年度予算まではこの法律どおり来ておつたわけですよ。二つに読みかえる必要はなかつたわけですよ。今度はこの予算といふのは、歳入歳出予算と何と給与総額だけを定めておるのじゃなくて、歳入歳出予算も定めておるわけですよ。

法制局長に伺ひますが、予算の中で、そうしたら予算総則とこれらは対等の原則じゃないですか。要するに、総則のほうに書いたことだが、常に最優先するといふことなのか。歳入歳出予算と総則はそういう形では同一であるから、そういう問題は公社法その他に比しやつと合つてきているからこれまで議論はない。その部分については議論はないからこつちを直してきただけでも、私は少なくとも今年度のこの取り扱ひはどう考へてもおかしい。だから、こういう必要に依つてという根拠法規になるものが私がいましてあるこれだけども……。なるほどそれは後段のほうで仲裁裁定で動かすことができるやつとおるけれども、仲裁裁定で動かすとなつておるの、歳入歳出予算の額に設けられていないものを支出しようとするときに裁定が必要なのであつて、そこに設けられておるものを使うときに裁定が必要だとは私思つていないわけですよ。だから、少なくともそういう意味では、給与総額をこういう形で限定するのは予算の正当な使用法ではない。そこまで私は当事者能力の問題について——法律的には当事者能力なんといふのはどこにも書いてないのです

からね。これの基本になつておるものは公社法であり特例法なんです。その特例法と今度の問題を見れば、必要に依つての「必要」の土台になるものはないですよ、大蔵大臣。私はこれは間違つた予算の提案のしかただ、こう思ひますが、大臣どうですか、これは。

○福田内務大臣 いまさら間違つたと言われることは意外だと思ひますが……。これは堀さんはじめ当委員会皆さんの間から、一般会計の措置、あれに準ずべきじゃないか、こういう御意見があつて、そのとおりにしたのです。それをいまさら妥当でないといふふうな御所見には、どうも私も納得できない。これはあくまでも皆さんの議論を参酌いたしまして、財源をここで確保しておく、そして給与改善の便益に資す、これがスムーズにいくようにしよう、こういうことなんです。財源はここにこういうふうな確保してあります。いままで財源がなかつた、それを新たに改善をいたしたわけでありまして、どうも、おほめにあずかるだろうと思つておつたところ、まことに意外な感を抱くわけでありまして。

○堀委員 いや、私は財源に計上したことはたいへんけつこつですと、さつき前段に言つたのです。ただ、それはいまの財政法なりという公社法なりの関係から見たら、財源には計上したけれども予算としては使わせませんという発想はおかしいと言つておるのです。少なくとも歳入歳出予算に計上したら、五割ふやしたなら、そこまでは公社法で現業の長が使える範囲内にしたつておかしくないじゃないかといふことですよ。それを使つていかぬといふことなら、これは私がおかしいと思つておるのです。皆さんのほうで当事者能力という表現をよく使われるけれども、法律にはどこにも当事者能力なんといふことはないのです。次長、どうですか、当事者能力といふことが法律、どこかにありますか。ちよつと答えてください。

○吉國（一）政府委員 法律上、別段さうな規定はございません。

○堀委員 これに關するものは、要するにいまの

当事者能力という問題は、国有鉄道法四十四条、専売公社法四十三条の二十二、電信電話公社法七十二條に關連があるのではないですか。違ひませんか。ちよつと答えてください。

○吉國（一）政府委員 おつしやるとおり、たとえば日本専売公社法では第四十三條の二十二に關連してゐる問題でございます。

○堀委員 だから、その場合には予算の額なんですよ。これまでは歳入歳出の予算の額をこれらで受けて処理しておつたのです。それを、せつかく財源をそれだけ見たのならば、それは歳入歳出の額を給与総額のところを書いたつて、大臣、ちつともかまわないうまいですか。法律の考へ方に何ら抵触するところはない。時間がないから私一応これでやめますけれども、財政法二十二條第六号で「執行に關し必要な」と、こう書いてあるわけですよ。「必要」といつたつて、法律も規定もないところにも必要も何もないじゃないか。一方的に大蔵省が何でもできるということじゃないのです。やはり關連法規の中で、關連法規を受けて処理する場合が「必要」なのであつて、私はちよつとこの処置は納得できないのです。ですからこれは、いままでおつたことはしかたがないですけれども、あわせて来年はひとつ大蔵大臣——画電点購を欠いておるのです。せつかく私どもがここで議論をし、大臣も前向きにやつていただいて、こんなこともう一べん言わなければならぬやうな処置をされておるといふことはゆめにも思ひなかつた。ところが、調べてみたら全く画電点購を欠いておるのです。大臣、ひとつ来年はこういう給与総額を一方的に限定するのをやめて、歳入歳出に計上した額だけは一応給与総額のところを書いて、そこまでは、言うならば各公社法の定める範囲内での処置を公社の總裁、現業の長にまかしたつていいじゃないですか。そんなにいまの公社の總裁、いまここに來ておられるけれども、大蔵省は信用できないですかね。そんなことないでしょう。いずれも良識を持つて処置をされる總裁なり長を政府は任命しておるはずで

す。その政府が任命してあるものを、ここまでこまかい細工をする必要は私はないと思います。大臣、この答弁を伺って私は終わりますが……。

○福田国務大臣 給与総額の中にはこの五分分は含まない。これは堀さんがいろいろ指摘されるように、むしろ議論のあるところであらうと思います。しかしそういうふうな政府としては統一的な法的な解釈をしてあるわけなんです。そういうわけでありまして……なご検討はしてみます。

○堀委員 ひとつ前向きに、あまりこんなしくどい議論をしなくても済むように、もうちょっと三三五現の長の当事者能力で、五分分ぐらい回復したつてどうというのではないと思うのです。そのときになって、五分が行き過ぎだというなら、物価も安定して成長も非常にスローになつてきたら三分でも何でもいいです。私は五分にこだわつてゐるわけではないのだ。要するにこれらのベスアップその他の処置をするときに、もう少し、去年私が委員会でもいろいろな性格について議論をしましたように、企業の長が給与その他についてのフリーハンドが持てるようにすることが私は本来相当だ、こう考えておりますので、ひとつ前向きの御検討をお願いして私の質問を終わります。

○毛利委員長 広瀬君。

○広瀬(秀)委員 続いて公労協の賃金問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど労働大臣に對しまして、堀さんの関連質問でお聞きをしたわけでありまして、今度は大蔵大臣にお伺いをしたいと思います。

公共企業体、これはそれぞれに企業の内容、経営の状況、経理の状況というものは非常に差があります。その最たるものは国鉄であるわけですが、昭和四十六年度におきましては、そのままでいけば償却前赤字が八百四十億にもなる、こういうような状況でいろいろ苦心をして、ある程度収入等についても、これはかなり困難と思われるような数字を出して、収入予算に目一ぱいの計上を

やった。これはむしろオーバーな収入見積もりではなかつたかと思うようなことまでやった。そのほか、いろいろ復活折衝等の段階で、債券、補助金の増額等もあつてようやくつじつまは合ったけれども、しかし今度は一方を見ても、それだけの増収をあげるために何らの増額の増額もないというふうな矛盾に満ちた、大蔵大臣の言方をすれば、ほんとうにこれは本格的な財政再建の予算ではない、いわばつなぎみたいなことだというふうなお話だつたわけですが、そういう状況である。また郵政におきましてもかなりの赤字が見込まれる。一部郵便料金の値上げをもつてこれに対処したけれども、必ずしも万全の策ではないだろうというふうに考えられるわけなんです。また、専売あるいは電通等においては、そういう意味でいわゆる財政の逼迫、困難というふうなものはない企業であるというふうに考えられるわけでありまして、そこで、そういう場合に、少なくとも労働問題をあずかつている労働大臣としては、この賃上げに格差を設けることは好ましくない、すべきではない、こういうことをしばしば表明をされてゐるわけでありまして、大蔵大臣としてはこの労働大臣の考えというものをそのまま受け取つて対処されるのが当然であろうと私は思ふわけでありまして、大蔵大臣のその点について

の所見をお聞きをいたしたいと思います。

○福田国務大臣 けさ、労働関係の閣僚が集まりまして、目下進行中の交渉にどういふふうに対処するか、こういう話し合いをしたのです。結局、いま民間賃金の状況は昨年の状況よりは非常にきびしい状態にある、その状態も公労協の場合に比べてかなりきびしくなつてゐる。それから各企業の経営の状況も十分検討しなければならぬ。そういうような土台の上に立つて各企業ごとに有額回答を行なう、目下そういう段階に来たものではあるまいか、そういうふうな判断をいたしたわけでございます。

これは誤解のないように申し上げますが、この賃上げにつきましては、各企業それぞれ特色があるわけでありまして、これは一律に統制的にやるということはもとより妥当じゃない。これは広瀬さんも十分御了解がいくだろう、こういうふうに思ひます。しかし、いま賃金改善の率というか度合いをどういふふうに取り扱つか、各企業間のバランスをどういふふうにとるか、これが広瀬さんの御質問の趣旨だろう、こういうふうに思ひますが、これはやはり労働大臣が御答へ申し上げましたように、あまり企業間に格差ができるというよりは好ましくない、基本的にはこういうふうな考えです。ただ、企業間の経理の内容というものはありますから、多少のニュアンスの違いが出てくる、これもやむを得ないと思はなければならぬ、こういうふうな思ひますが、とにかく私の気持ちとしては、業績が悪いからおまえのところはどうもぐあいが悪いのだ、こういうふうなことを終始貫くという行き方はいかであらうか、かように考えます。

○広瀬(秀)委員 大臣の答弁も私もそう違わない、そういうふうな受け取つたわけでありまして、私も特にならぬ公共企業体というところで、どの企業体も同じ賃金でなければならぬということ、これを主張しているわけではないし、みんな公共性というものを保持している企業なんですから、そういう点で、国民に向かつては、みんなその職責を果たし得るだけのものがそれぞれの労働の質と量に応じて与えられる、そういう意味でのある程度の格差ができるというところは、これは伝統的にもそういうことになつてゐるわけでありまして、今日の段階において経営格差というものによつて縮める考えはないという気持ちは表明されたかと私理解をします。

そういう点では、たとえば国鉄の場合に例をとりますと、国鉄の経営が一体なぜ悪くなったのかというところについて十分検討されなければならぬ。国鉄の職員がなまけておつたんだと、あるいはよその企業と比べて労働の質と量に対応しないよその企業と比べて高給を取つたんだ、こういうようなことがあつたらば、これは

はある程度その引き直しというふうなこともあつていいかもしれないけれども、そういうことは全くない。むしろよその企業よりも労働の質と量においては高いというふうなことがあるにもかかわらず、経営の状況が悪いということでもむしろだんだんよその差が開いてくる、こういうふうなのが国鉄の職員の現状であらうと思ふわけなんです。だからそういう中で、特に国鉄の職員あるいは国鉄の経営そのものについてとんでもない誤りをおかして経営が悪化したということでもないとするならば、やはり政府みずからの責任というところが出てくるわけでありまして、今日の国鉄の経営の悪化という問題の中にはいろいろな問題がありますけれども、たとえばこの経営の面からいへば、赤字線なんかはそれぞれの審議会で答申をしたように八十三線区二千六百キロというふうなものをすぐにつけた切る、そういう乱暴なこともやつたほうがいいかもしれない。しかし、それはやはり国民の生活の中に溶け込んで、どうにもこれを廃止することができないという状況であり、またそれだけにやはり地域の生活圏の中にちゃんと組み込まれて役割を果たしてゐるという段階で、それはできないのだ。あるいはまたそのほか、厚生省の関係で言うならば、厚生省の予算をもつてやるべき身体障害者の運賃割引であるとか、あるいは国会議員等の無賃乗車であるとか、こういうふうなものなんかにしても、国鉄が企業体で、あくまで経営中心、赤字を出さない企業としてやつていくのだとするならば、そういう公共負担——総括的には公共負担ということばでいわれますが、そういうものを企業体に押しつけてゐるというふうなこともなかで間違ひであるし、あるいはそのほか通勤割引であるとか通学割引であるとか、文教政策の中で当然処理すべきものが、国の責任として処理すべきものが企業体である国鉄にやらされてゐるとか、いろいろな問題は教え上げたら切りがないわけでありまして、そういうふうな中からできた赤字である。しかも国鉄の場合に大きい問題は、やはりストラッ

プ・アンド・ビルドというもので、スクラップがでないでビルドだけ、新しい時代に即応した新幹線のごときものがどんどんふえてくる、それに対する投資が巨額に及んでいる、それが全部他人資本に依存してきている。こういうようなところからやはり経営赤字の大きな問題点があるとするならば、これは国民の財産でありますし、国の責任においてそういう面でもっともつとこれを投入されなければならなかったのを国自身がやらなかったということにもなるのであって、そういう問題について大蔵大臣はどのように国の責任をお感じになるか、この点をひとつお聞かせいたいただきたいと思ひます。

○福田国務大臣 国鉄につきましては、ただいまけさの閣僚会議のことを申し上げましたが、これはいま合理化交渉が労使間で行なわれておる、そういう段階でありますので、国鉄だけはまだ有額回答の段階には来ておらぬ、こういうことなのでございまして、いずれそういう段階が来るだろう、こういうふうには思ひます。そういう際の考え方といしまして、広瀬さんがいろいろ述べられました、各企業ともその給与の体系にいろいろの問題があるだろう。それに、政府もなすべきことをなささるゝとか、いろいろの問題があるだろうと思ひます。ことに国鉄がいま再建途上であるということもまた考えなければならぬものだろう、こういうふうには思ひますが、とにかく先ほど申し上げましたように、私は気持ちといたしましては、その経理内容がどうだこうだということでもう大きな差が出るというよりは好ましくない、そういうふうには考へるのです。ただ、だからといって各企業一律だ、そういうのも正しくない、こういうふうには思ひます。その辺は、ただいま申し上げましたような考へ方に従ひまして妥当に処理しなければならぬ、かように考へます。

○広瀬(秀)委員 また国鉄の再建問題については別な機会に十分大臣とも議論をしてみたいと思ひうわけですが、いま最後のところでおっしゃったように、国鉄の経営が悪いゆゑに、ある

いは郵政関係の経理状況が悪いということによつて、特段の差別を設けるようなことはしたくない、こういう気持ちに了承してよろしうございませうね。——その点、大臣も深くうなずかれたので、次の質問に移ります。

いま四十六年度産米の米価の審議会が始まつたわけでありませう。これも今日、米過剰という問題の中で非常にむづかしい問題ではあると思ひますが、大蔵大臣としてはあくまで米価を三年連続据え置く考へであるか。諸物価が非常に高騰するのです。これは米価がある程度物価値上げの元凶ではないかという宣伝なども一部行なわれた時代もあつたわけですが、二年間生産者米価を上昇させなかつたということになつておるわけでありませう。にもかかわらず物価は、四十五年度大体七・四あるいは七・七というような数字もありませうが、そのくらい上がった。米価を押えておるそういう値上りをする。そうしますと、農民の消費経済というものはそれだけ大きな圧迫を受けるわけでありませう。しかもそこへ今度は生産調整、減反ということ、これはストリートになかなか転作指導というものがうまくいってありません。具体的に何に転作をしてその減収の分を補てんしなさいという指導がなされてない。なるほど生産調整補助金が出ておりますけれども、それはまかない得ない。農村の所得の減というものは歴然たる事実になつてあらわれておる。物価は依然として上がる。そういう中で生産者米価をやはりことしにもまた据え置く、こういう決意なのか。そこには何らかの農民を納得させ得るだけのものが米価の問題について考へられるのか。その点、大臣の基本的な考へをひとつ伺ひたいと思ひます。

○福田国務大臣 私は、国による管理、統制、こういう制度は、大きな経済原則に乗つておらないとこれは実行できない、ひずみを生ずる、こういうふうには思ひます。つまり、いま米価の問題につきましては需給の問題がある。いま非常に生産過剰である、そういうようなことで生産調整をす

る。人為的なそういう措置を講じてやつと均衡をとる、そういうような状態です。しかも、そういう政策をとつてもなお従来からの累積過剰米、余剰米というものがたいへんあることは広瀬さんも御承知のとおりでありませう。そういう需給状態からいふと、今日の米価というものはどうしても下げなければならぬというふうになるのです。それから同時に、いま減産政策をとつておる。そのためにも、ここで価格を上げるということになりますとこれはまた減産政策に相反する、こういう結果になる。しかしまた一方、農家のことも考えなければならぬ。これが価格が下がりますという状態、これは私は是当でない、こういうふうには思ひます。

そういう経済の中の総合的な判断といたしまして、予算編成時におきまして米価の水準はこれを据え置く、こういうふうにはいたしたわけでありませう。同時に、国会においても皆さんに、総理大臣から米の価格の水準はこれを据え置きますということを言明いたしておるわけでありまして、そういうようないきさつも考へなければならぬ。そういうことを総合いたしまして、米価はとにかく据え置きということが是当である、かように考へております。

○広瀬(秀)委員 農林省がいままで方式で計算をしてみるということになれば、百五十キロ当たり二万三千六百十四円になりますということをちやんと出してゐるわけですね。これもなかなか出さなかつたのを出したようでありませうが、これに対して今日、百五十キロ当たりのものが二万円ちよつとであるというふうなことで、少なくとも三千円以上の開きが出てゐる。生産費におけるこれだけの開き、まあこれは生産調整でその分は休耕なりあるいは転作なりということになれば問題ないけれども、大部分、八割、九割というものはやはり米をつくつてゐるわけですね。生産費を償わないでその残つた分はやはりやつてゐるというところがあるわけですね。しかも消費者物価はどんどん上がつてゐる。とにかく米が過剰であるとい

う、経済上需給均衡という問題を考へ、そういう中から価格が形成されるのだという、古典的な経済学の理論からすればそういう論理もできるかと思ひますけれども、しかし今日の福祉社会というふうな観点、こういう現実があるとするならば、やはりそこには何らかの政治的な——食糧制度がある以上、これについての生産費が上昇をして、しかも買い上げ価格との間に右当たり三千円以上の乖離ができてゐるということについては、これはやはり農民を非常に苦しめることになつてゐる。この現実はおわかりだと思ひますが、その点いかがでございませうか。

○福田国務大臣 農家の所得は一体どうなるか、こういうことでございませうが、いま農家所得の、これはまあ平均しての話ですが、大体半分くらいは農外所得、半分くらいは農産物からの所得のようでありませう。そのうち約半分弱が米からの所得である、こういうふうに見ております。そういうウエートの問題としてまず考へておく必要があるだろうと思ひますが、ただいま申し上げましたように、いま米が生産過剰であるという状態下において、米の値段が上がるとますます生産過剰を刺激する。国民の多額の税金を投じていまその調整をやつておる、そういう政策と矛盾しやしないか。広瀬さんどうおしやるかしれません。が、これはどうも矛盾だ。もしそれだけの金があるならば、そういう価格のほうに使つてはならぬ。価格がやなくて、いまおくれれておる農業の生産性を向上する、あるいは過剰である米がやなくて、ほかの作物に転換をする、こういうふうな考へ方、そういう方向に金を使うことこそがもう当面の問題じゃないか。少し長い目の問題として農家のことを親切に考へるといふために必要じゃないか。いま米の値段を上げてやりますというの、私はこれは農家に對しまして親切なやり方じゃない。そうじゃなくて、同じ金を使うならば、ほんとうに先々農家に役に立つような金の使い方があり得るじゃないか、そういうふうには考へておるのであります。価格問題は、先ほど申し上げ

条件、こういったいろいろな条件が課されておるほか、さらに、仲よくしなければならぬはずの中国においては、貿易関係はもろもろ毎年毎年会談をしてそしてコミュニケーションを発表する。さらに報道の自由を持つはずの日本人の新聞記者の行動にさえ制約が加えられている、こういった点を見ますと、仲よくしなければならぬ、互恵平等でなければならぬはずの中国との関係が非常に遠く遠い状態にあるという事は御承知のとおりだろうと思ふのです。それで、大臣が言うように仲よくしなければならぬ、けれども刺激してはいかぬと言われたのですが、いま輸銀法をせつかく改正をして、それで業界等でも経済面あるいは人事面で何とか交流をはかろうというときに、中国の貿易に関しては今度の輸銀法の改正は全然別途だ、どこまでも従前どおりケース・バイ・ケースだ、こういうことでいま広瀬委員に話があったのですけれども、ずっとほかの国には輸銀その他がケース・バイ・ケースで使われている、中国に對してはほとんど使用されない、こういうことはかえって中国を刺激することにならないか。大臣はいま刺激しないようにしていきたいという発言があったのですけれども、その裏でこういうことは刺激するのではないか、こういうふうに見えるのですけれども、その点はどうでしょう。

○福田国務大臣 輸銀法を改正しないことが中国を刺激するというふうには毛頭考えません。いまの機構でケース・バイ・ケースで十分やっていくのです。ただそのケースが出てこなかったというのが今日までの実情なんで、またそのケースにつきましてもほかの国が一体どうなんだ、こういうますと、ほかの国のケースが全部この輸銀ベースで承認されたかというところじゃないのです。これはプロジェクトとして要請されたものが、そのうちの一部分が取り上げられておる、こういう状態でありまして、基本的に輸銀法を改正しなければ日中貿易問題は解決されないという、そういう筋合いじゃないですから、何か少し誤解があらわれるんじゃないか、こういうふうに思ひます。とに

かく輸銀法でケース・バイ・ケース、そういうような方式で、機運が熟しますればこれは処理できる問題である、こういうふうに考えております。

○松尾(正)委員 そうしますと、最近産業界から中国向けプラント輸出という問題で相当輸銀資金の使用の要望が強いということが数多く新聞に報道されておるわけです。具体的にどこに持ち合わせがないのですけれども、こういった問題については明らかに新しく起きてきたケースだ、こういうふうには私も考えるのですが、具体的に産業界等からプラント輸出に対する要望があった場合には、これはケース・バイ・ケースでいままでは他国にとつたと同様に扱っていくということについて、具体的にどうですか。

○福田国務大臣 それはしばしば申し上げておりますとおり、どこかの国に對しては、さあケースが出てきたからすぐオーケーだ、こういう状態じゃございません。同様に中国に對しては、そのケースにあたりましてはケース・バイ・ケースで判断をする、こういうことでございませう。

○松尾(正)委員 どうも、最初の絶対仲よくしなければいけないということ、いまの経過を見て、大臣の答弁を聞いたんでは納得できないのですが、これはもちろん中国側でも納得できないと思うんです、おそろく。先般閣議で、この際、米中の雪解けムード、こういったときに、ひとついまままでタブーになっていたところの輸銀資金の使用を中国貿易にも認めるべきだ、そして日中間の関係を改善するようにしたほうがいいというふうなことが論議された。そのときに福田大蔵大臣は、日ソ間にも日米貿易経済合同委員会のような経済関係の定期的な協議の場を設けたほうがいいじゃないか、こういう意見がなされたといううんですね。そうすると、一方で同じ閣議でそういうふうには、輸銀の使用を中国貿易に認めてとにかく促進すべきだという意見があるときに、大臣は当然これは同調なさっていないと思うのですけれども、一方ソビエトに對しては経済関係協議の場を設

けるべきだというふうな発言をなさっているというところについては、どうも少し中国との間に、仲よくしなければならぬと言いつながら、何かあるのではないかという感じがするのですけれども、この閣議の模様あるいはこの考え方はどうなんでしょう。

○福田国務大臣 閣議で輸銀の問題が出たことは最近ありません。全然ありません。これは何か誤伝だろうと思ひます。日ソの問題は出ております。これはいまちようどカニ交渉が行なわれておる。ソビエト側が非常にきびしい条件を押つけてやうとしておる。そこで私は、これはカニだとかニシンだとか、そういう一つ一つの漁業問題として処理すべき問題ではない。そういう一つ一つの漁業の問題として処理するといふ際はわが国は不利な立場に立つ。やはりソビエト側からも頼まれることがあるのです。あるいは港をつくりたい、あるいはこういう資源を開発したい、シベリアを開発、そういうものについて日本側に対して協力を求める。こういう問題もあるんで、もう少し漁業一つ一つの問題よりは、高い角度の會議において漁業問題を解決するという仕組みを考えなければならぬ時期に來ているんじゃないかな、こういうことを申し上げておきますので、それと関連して中国の問題が出た、閣議で話に出た、これは一切ありませんから、それは誤伝であるというふうにはつきり御了承願ひます。

○松尾(正)委員 そうすると、中国問題がここに出了たということは、これは誤報だということではよろしいですね。

○福田国務大臣 それではけっこうです。そのとおりなんです。

○松尾(正)委員 そうしますと、最近毎日のように新聞報道で、いま輸銀法の改正ということを中心にして政府首脳の間で報道されているわけですが、この中に、これは二十五日の新聞ですけれども、「大蔵省は政府首脳の意向を受け、輸銀および海外経済協力基金のあり方を改正する具体的検討を開始することになった。」八月末まで

に、具体案を固めたい」ということとで、こうなつたことは結局「事実上吉田書簡を廃棄する必要に迫られたわけで、政府への刺激を、できるだけ少なくしながら対中貿易拡大の道を開くためには輸銀法自体を改正し、政治性をなくす以外に方法はない」という政治的判断から生まれたものであろう、こういうふうな報道があるわけです。そうするとさつき広瀬委員に答へられたことも、いま私に答へられた大臣の答弁も、相当食い違いがあるように私は思ふ。この輸銀法の改正というのはこれは一切中国貿易には関係がないんだ、こういうことを大臣は言っていますね。ところがずっと、新聞を全部持つてこなかったですけれども、ほとんどがもう、この日中貿易関係というものが、雪解けムードの中で日本がおくれちゃならぬといふことは国民全体が考えているわけですから、でも、その中で大臣はひとり、いやそれは全然関係ないんだ、議會で決定されたからやるんで、どこまでも中国問題は従来どおりケース・バイ・ケースなんだといふことになりまして、これは、仲よくしなければならぬといふことを強調しておりながら、いままでも同じく何の前進が見られないといふふうには考えられるのですけれども、そうじゃないでしようか。

○福田国務大臣 現在の輸銀法で、そのケース・バイ・ケースに妥協すれば十分解決できる。解決できるのみならず、いま輸銀法の改正案がありますね。輸銀はとも政治的色彩のものは基金のほうに移すべし、こういうようなことなんです。そういうことからすると、輸銀のほうには多少政治性もあるわけなんです。その政治性も含まれておる輸銀の機構の中で解決ができるんだ、私はそう言っているのですよ。かなり積極的に行つていくわけなんです。ただし、これはケース・バイ・ケースの判断の問題である、これはどこの国に對してはともすだ、こういうふうには申し上げておるわけなんです。いま新聞の報道がどうだこうだと言われたが、私は輸銀法を改正する主管大臣です。主管大臣として、日中問題があるから輸銀

法を改正するなんということを事務局に一言も言っておりません。私はあくまでも当委員会の御決定、これを尊重いたしまして、そして検討を命じておる。これははつきりそういうふうに御了承願います。

○松尾(正)委員 わかりました。それでは、ここで輸銀法の改正のときに、この基金の問題と、援助の問題と輸銀の扱いをはつきり立て分けよ、という決議がついて、これに基づいてやっておるといふふうに了解したわけでありまして。しかし報道ではこれについては、その内容についてはまだ検討段階ですからいろいろ報道されておるわけでありまして、輸銀の扱いと援助の扱いははつきり立て分けたいという方針でありますね。

○福田国務大臣 いま輸銀と基金の現在の制度でどういう支障があるだろうか。まあ現在の制度の利害得失をまず検討してみよう。そしてどうも害のほうが多いということでありましたればこれは改正しなければならぬ。利のほうが多いんだということであれば現在の機構を存続しなければならぬ。こういうことになりましたが、まだそういう利害得失論の段階でありまして、それをどういうふう、今後害があった場合に改正するかということにつきましましては固まった方向を出していない、こういう段階でございます。

○松尾(正)委員 中国向けに対してはケース・バイ・ケースでやる、条件が備わった場合にはケース・バイ・ケースでやるということでありましてけれども、経済界からの強い要望等がありますので、おそろしく具体的なケースが出てくると思ひます。かりにその一つのケースが生じた場合、これを認めたとした場合、これについてはいままで問題になつてゐる吉田書簡、この問題がからみますけれども、これについては、必要が生じたときにはこの書簡は問題ない、こういうふうに大臣は考へておられるのか。

○福田国務大臣 吉田書簡というのは、政府側が、ここ何年になりますか、もうずいぶん長い間これを取り上げておりません。吉田書簡というの

は皆さんが、野党のほうで吉田書簡、書簡、こうおっしゃる。そこで問題なんですよ。政府のほうは吉田書簡というように言つていない。あくまでもケース・バイ・ケースだ、こう言つておるので、それをたてにどうのこうのということとは考へておりません。

○松尾(正)委員 大臣は野党がそういうふうに吉田書簡を持ち出しているのだと言つけれども、台湾政府ではこの吉田書簡というものを非常に重視しておつて、これが廃棄されるようなことがあれば日華条約を廃棄するといふふうなことで解釈しているわけですね。したがつて、いま大臣から、仲よくしなければならぬので、輸銀とは関係なしに、そういうケースが起きてきたならば検討してやりたい、こういうことなんですけれども、従来この行きがかりを見れば、ここで詳しく申し上げるまでもなく、非常にこれは中国関係の友好を阻害する原因になつてゐる一つであるということには言えると思ひます。したがつて、この問題については場が違ひますが、一応国務大臣として、財政を握る主管大臣として何つたわけでありましてけれども、自民党からも野田さんを中心にして使節団を送らうといふようなときだけに、もつと前向きな答弁がなされていいのではないかと、考へ方が明らかにされていいのではないかと、考へ方は私は感じます。

それからもう一点最後に、この輸銀と基金扱いを一応立て分けた場合に、いわゆる対外援助、対外公約でありますGNPの1%ということが一九七五年ですか、これが約束されておりますけれども、これをはつきり立て分けた場合に、このGNPの1%がはたして基金だけでまかなえるかどうかといふことが一つ心配されるのですけれども、この点については大臣はどう考へてでしょうか。

○福田国務大臣 一九七五年GNPの1%、これは当初相当の努力を要するかなと思つたのです。ところがすでに四十五年において、一九七〇年においてもう量的に〇・九三まで来ている。そういう

ような状態でありまして、これはもうそういうことを見ますと、量的にGNP1%という姿勢が実現されるといふようなことについては、今日いささかの心配も持たないのです。ただ、その内容をもう少し検討しなければならぬ段階に来ておる。つまり私は、物量を開發途上国にぶち込む、これはそうむずかしい問題じゃない、こういうふうに考へますけれども、それだけではたしてこの対外経済協力という崇高な使命、これが実現できるかといふと、私はそうじゃないと思ひます。もう少し受ける国と与える国との間に心と心のつながりを植へつけていく必要がある、そういう方面で非常にふつていく必要がある段階に來た、こういうふうに考へておるのであります。この資金の問題、そういう量的の問題につきましてはいささかも不安を持つことはないのじゃないか、そういうふうに考へております。

○松尾(正)委員 いま内容については検討ということ、これはほんとに同感です。それからもう一点、非常に大きな額にわたつてありますけれども、わが国の福祉面が相当立ちあつてゐる、公共事業その他福祉面が立ちあつてゐる場合に、これとの関係も考へる必要が十分あるのではないかと、こういうふうに考へるわけでありましてけれども、これは一応国際間の信義、公約したことでありまして、これらを兼ね合わせてひとつ十分考へてもらいたい。

もう一点、中国問題にこれは関連するのですけれども、きょう四次防についてのが発表される、こういうことでありますが、非常に大きな額で、やはりこの軍事力の強化という面がわが国と中国との関係にある程度阻害している一つの原因だといふこともいわれております。したがつて、大臣はこの防衛費、第四次防についてはどういふふうに考へておられるのですか。これはもう、わが国の財政の中で福祉面その他が非常に立ちあつておる。国際水準から見ても、経済力はありながら、四次防に対しては適当だと考へておられるの

か、あるいは何かこれは考へなければならぬといふことも考へないかと思ひます。けれども、その点を一点だけ何つて終わりにしたいと思ひます。

○福田国務大臣 いまのわが国の安全保障、これは米軍がおわが国にたくさん駐留してゐる、こういう状態、経済力がこまごまと来たわが日本が他国の力で防衛される、こういうふうな状態は改善をしなければならぬ、米軍には逐次これを引き揚げてもらふ、そういう考へ方は私は妥当ではないかと思ひます。そういう考へ方は私は妥当ではないかと思ひます。その自衛隊は漸増をする必要がある、こういうふうに考へ方をするわけでございます。しかし、さらばといつてこれをむやみに膨張させるといふことについては、私は慎重な考へであります。つまり国力、国情と申しますか、いま松尾さんは国内の諸施設の整備といふことを申されましたが、国の他の諸施設とのバランス、こういうものを十分考へて最終的な決定に持ち込まなければならぬ、かように考へておるわけでございます。けさ閣議で防衛庁長官から、各省に防衛庁の考へ方を開陳しますから御協力願ひたいという話がありました。いずれ大蔵省にも持つてくるだろうと思ひます。そういう際には慎重にこれを検討する。ただいま申し上げましたような国力、国情、また諸経費とのバランス、そういうものを厳重に審査の上、大蔵省としての態度をきめたい、かように考へております。

○松尾(正)委員 これで終わりますが、四兆六千億ですか、額は示されたわけですね。防衛は漸増といふことを言われましたけれども、四次防の経費というものは漸増ではない。大幅増になる。したがつて、国内の福祉面等が国際水準から見ても常に立ちあつてゐるといふ点——大臣はよく言われたい、こういうことを言われておるのですけれども、しかし前年度の六十歳以上の老年寄りの自殺者が五千人近くある。ことしはさらにこれが数を増すのではないかと、こゝろがいわれておると

臣も強調されたんですが、当局が持っている交渉権というのは形式的なものであって、そういう形になつてゐるけれども、実際には自主的に解決にする当事者能力というものは無いというふうに判断できると思ふのです。

そこでそういう前提に立ちまして大蔵大臣に伺いをいたしたいと思ふのですけれども、これは新聞の伝えるところによりますと、四月二十日に労働大臣が、おそくとも月末までには有額回答をさせるようにしたいということを、組合側との話し合いの席上ですが、言つた、あるいはそういう意思表示をしたという新聞報道の記事が出ておるわけですけれども、いつ回答をなされるおつもりですか。

○福田田国務大臣　けさ労働関係閣僚が集まりました。

て、有額回答をいつするか、どういうふうな考え
方するかということと相談したのです。その席
上、有額回答はもう直ちにしてみさるべき段階
に来ておるんじゃないかという判断をしたわけで
あります。その有額回答の内容は、各企業の経理
内容等を慎重に検討し、なお民間の状況等も勘案
して妥当な線での回答であるべきである、こうい
う申し合わせをいたしましたわけであります。した
がって、おそらくきょうにでも有額回答をするこ
ろが出てくるだらう。ただその場合に国鉄だけ

は、いま合理化交渉が先行して進められておりま
す。

〔藤井委員長代理退席、委員長着席〕

それで国鉄はおくれるんじゃないか、こういふふ

うに思いますが、その他は逐次やっていく。早いものはきょうでも有額回答があるであろう、かよ

○和田(春)委員　まあ国鉄の場合はおくれるかも知れないが、

わからないけれども、他の、というと二公社五現業となるわけですが、これはきょうじゅうでも

有額回答を出されるといってお話ですが、その有額回答の内容について幾つかとか、どんなものかとかと

いろいろの席上でお伺いするのは不穩当だと思ふ。すなはち、有願国等と出す場合の考へ方と

いまだにわとも 本巻回答を出す場合の未だに

ついて少しお伺いしたいと思うのです。

大蔵大臣はいま、各公社、現業の経理内容を検討する、それから民間の賃金の動向等を勘案をして、それぞれ慎重に検討したものを提出したいという意味のことを言われました。第一の各公社、現業の経理内容を検討するという意味は、それぞれ企業の企業ないしは現業の経営内容が悪ければ賃金にある程度差ができる、つまり低いことがあり得る。よければ、ゆとりがあれば色をつけて高い金額を出し得る、そういう意味でしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○福田国務大臣 まあ二つあるのです。一つは主要経済界が不振である。したがってその不振な状態を受けまして民間の賃上げ交渉は非常にきびしいわけですね。きびしかったところもかなりきびしい線が出ておる、こういう状態です。それも考えなければならぬ。同時に各企業一律というわけにはいかぬ。各企業それぞれ違った性格を持っておりますから一律じゃございせんけれども、各企業ごとに経理内容なんかをよく検討した上、誠意を尽くして案をつくり、これを回答すべきである、こういうことを申し合わせたわけでございます。

具体的にどうなるか、これはわかりませんが、大体昨年の回答の額、これが一つの目安になっていくのじゃないか、私はそんな感触です。それびつしやり、こういうふうにも思いません。思いませんけれども、それが一つの目安になって回答が行なわれるんじゃないかというふうな推測をいたしております。

○和田(春)委員 昨年の回答の額が目安でございますか。解決ですか回答ですか。

○福田国務大臣 回答でございます。

○和田(春)委員 昨年の回答の額でございますね。それを目安にして回答が出るのではなからうかというところで、おそらくおきめになつておると思うのですけれども、その金額まではお伺いいたしません。

そこでちょっと疑問に思うのですけれども、経理内容の問題についてあとからまた重ねてお伺い

いたしますけれども、民間の賃金の動向、こういう場合に、いままで、特に昭和四十年代に入りましてからの調停ないしは、ほとんど仲裁裁定ですが、仲裁裁定で示された妥結した賃上げ幅というものは、民間の大体の、部分的なものは別として、大抵とも含めました大かたの賃上げの結果というものを踏まえ、一体どれだけ団体交渉ないしは争議を通じてでも民間で賃金を上げたか、その上げ幅というものを踏まえ、民間賃金の動向というものを考え、その上に仲裁裁定を出してきているわけですね。

ことしの春の賃上げ状況を見ますと、民間で大抵のところというのはまだ解決していないところが非常に多いわけですね。それから回答も昨年と比べますとかなり出方がおくれれておるといってもいいのが一般的な状況だと思えます。しかし大体第一次回答というものは出てきているわけですね。そこで、民間賃金の動向ということ、今日の状況で政府当局がお考えになるべきの動向ということ、民間のいまの状況における回答の状況ということなんですか。それともすでに妥結した内容というものをある程度踏まえながら今後の見通しを立てるといふ意味でしょうか。それとも、たぶんこの辺に落ちつくだろうという、ことしの賃上げの大体妥結額というものであるいは妥結の率というものの見通しの上に立つての民間賃金の動向というお考えなんですか。動向といつてもいま流動的なんですよ。七、八〇%がセットされたという状態においては、一体幾ら去年に対して上がったかという形で、民間がこれだけ上げ引き上げる必要があるとかなんとかいうことが言えるのですが、まだ流動的なんですよ。その動向といふのは何をさしておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○福田国務大臣 民間賃金の動きについて非常に大きなウエイトを持つ鉄、これにつきましては二十一日でしたか、すでに回答があったわけでありまして、その他につきましてもきまったものもある

ようであります。それから目下、回答はしたが妥結に至らぬというものもある。そういうような情勢下において政府がどういう態度をとるか、こういうことであります。大体回答とすると、各企業の経理内容、それから各企業の妥結されたもの、また妥結には至らないけれども回答を行なつて賃金交渉に臨んでおるその態度、そういうものを総合的に勘案いたしまして対処しなければならぬ、そういうふうな考えであります。

○和田(春)委員 端的にお伺いしますけれども、そういたしますと、きょうじゅうにも出るという回答の内容は、それで即妥結を目標とした回答ではなくて、民間が一応第一次回答という漸進的な回答が出ておる、そういうものとの見合いのものであるから、それは最終的な意思ではない、こういうふうな理解してよろしゅうございませうか。

○福田国務大臣 政府側としては、二次回答という問題がありまして、これは予定していません。ぜひこの辺でひとつ了解してもらえぬか、こういう線になるわけでありまして、したがって、諸般の状況を勘案いたしまして、誠意を尽くして、これが妥当である、こういう性格のものを提示する、かようなことに御理解を願いたいと思

います。

○和田(春)委員 せっかくの福田大蔵大臣のお答えでございますが、私はそれでは誠意を尽くしたことにならないと思つておる。民間の賃上げ状況というものは、よく御存じのように、第一次回答即最終妥結内容、こういう形をとっているのは大抵ところで鉄鋼労連以外にはないわけですね。鉄鋼関係の賃上げは俗にいう一発回答、ことしもおそらくそれで妥結をするであろう、こういうふうにいわれております。もちろんこれは示された金額そのものが具体的な賃上げの実態を示しているわけではございません。いろいろ関連した要素がつけ加わつて金額はふくれ上がりますけれども、妥結の形式としては、一回の回答で妥結内容とするというのはいまだ鉄鋼関係というのが代表的なもので、ほかにはあまりありません。その鉄鋼関係の

回答を見ますと、鉄鋼産業は現在必ずしも他の民間産業に比べて業績がよいとはいわれておりませんけれども、金額については、定期昇給も含めて昨年同額プラスアルファになっているということは御存じのとおりだと思つておる。そういう点と少なくとも、この鉄鋼のいまの回答で妥結をするかどうかはまだ未定でありますけれども、かりに妥結したといたしましても、金額的に見れば上げ幅が昨年よりも若干のプラスアルファになつておるというところがあると思つておる。民間のほうは一一般的に第一次回答で――第二次、第三次と出ているものもあつたけれども、まだ妥結に至らない間にだんだんこういうふうになつていくわけでありまして、

そういうような一般の民間の状況というものを考えた場合に、いま大蔵大臣が第二次回答をしようとは考えていないという政府筋の御見解をお述べになつたわけですね。そういう点と、かりに民間に例をとれば、きょうじゅうにも出すという回答はいわば一発回答の性格を持っているという形になると思つておる。そういう点と、それでももちろん組合側は要求するほうですから不満を示しますし、あるいは拒否するかもしれないが、きょう回答する金額で妥結してしまふべしという自信がなければ政府として非常にまずいと思つておる。先ほど大蔵大臣は昨年の回答並みということをおっしゃつたわけでありまして、仲裁裁定は昨年の国の回答よりもだいぶ上回つたことは御承知のとおりであります。そういう点と昨年の妥結内容よりも低い金額が出てくる。その低い金額で第二次回答は考えず、できるだけそれで解決してもらいたい、それで誠意があるといふのは、どう考えても私は結びつかぬと思つておる。第二次回答をお考えにならなければ、少なくとも昨年の回答ではなくて、昨年の妥結額から出発したいとして、それに民間の賃金の動向を見ながら考えるというのが、いわゆる使用者側としても当然常識的な態度ではないかと思つておる。いかがでしょうか。

○福田国務大臣　ですから、先ほどから申し上げておるのですが、民間の動向等も考えなければならぬ。それからいままでも妥結になったものも考慮に置かなければいかぬ。そういうものを総合いたしまして政府が例年有額回答をする、その額はいかであるべきか、こういうことなんです。私は昨年並みというふうに申し上げておるのじやないのです。昨年並みになるのじやないかと予想をしております、こういうことを申し上げておるわけなんです。どうもそういう雲行きのように、こういうふうな察知してあるわけなんです。とにかくそれで片づかなければまた公労法に定められた措置をとらなければならぬのじやないか、かように考えております。

○和田(春)委員　そこで最初伺いをいたしましたことで、一体決定をする主体はどこにあるのであろうかというところにつきまして、大蔵大臣は、形式的には当局にあるけれども、予算の関係もある。実際には政府の意向というものでございまして、いまい趣旨のことをお答えになつたわけなんです。いまになりますと、私はよくわからぬのだけれども、たぶんなるであろうというの、その一番かなめでさいふのひもを握っておられる大蔵大臣としては、ずいぶんあいまいなこととしたお答えです。おそらく数字はきまつておつて、そろそろプリントでも出回つておるころじやなかろうかと私は思うのです。

そこで、私が問題にしておるのは、昨年の回答の額程度というところをおつしやつたので、それは誠意があるということと結びつかないのですが、それではどうして解決するはずがない。もし仲裁裁定という機構がなければ、そして三公社五現業に争議権が認められておれば、まずこれは争議になることは必至だということになると思ひます。第二次回答、第三次回答があれば別ですよ。まず瀬踏みですから、一般の民間の賃上げもわりあい低いところから出発してある。だからこの辺で第一次回答、交渉の経過を見ながらさらに上積みをやつていくのだという方が政府並びに当局に

おありになるならば、いわば最初の小出しという形で、いか悪いかは別としてそういう賃金の交渉権があるわけなんです。第二次回答は考えていないという形になりますと、一発回答、言うことを聞け、いやならストライキをやれ、こういうことになるのです。したがつて、これは公労法によつて争議権が制限をされておる、歯どめがあるけれども、あとで仲裁裁定なりを考えておるのであるというたいへん安易な態度がとれるのです。もしこの三公社五現業に争議権が与えられておれば、政府のそういう態度はストライキに追い込むのと同じ態度になる。これは決して誠意ある団体交渉の態度ではない。第二次回答を用意しないというのであるならば、やはりこれで妥結してもおかしくない——もちろん組合の要求したものは幅があまりすけれども、少なくともそういう幅の中で、これで妥結してもおかしくないという数字をおつくりになるのが適當ではないか。もし現在の民間の状況、一般の経済状況から見ても、これでもう解決して妥協だといふ自信のある数字が出せないというならば、やはり第二次回答、あるいは第三次まで行くかは別として、動向を見て団体交渉の席上さらに考え直す余地があるというようになゆとりを持つというの、自主的交渉を進展させるという上で妥協な態度だというように、私たちは労働問題を通じて考えるわけですから、私たちがその点ひとつ大蔵大臣の御所見を伺いたい。

○福田国務大臣　どうも民間と三公社五現業は非常に違ふのです。違ひますのは、どうしても三公社五現業は、これは皆さんに御審議いただいた予算、これに大きく制約を受けるわけでありまして、五%という財源を留保してあるわけでございますが、そのほか何にか、こういうせつぱ詰まつた際でもありますので、財源がない限りこういふようなことも考える必要があるかと思ひます。その辺に、民間のように自由に当局が動けない、そういう理由があるかと思ひます。そういうようなことではありますけれども、そういう制約下において自主的に政府が考え得る最大限のものは何だと

いうと、誠心誠意、誠意を尽くす。こういうことで、はじき得る最大限は一体どこであるか、こういうことを私は誠意を尽くして、こういうふうな申し上げておるので、その辺は民間とたいへん事情が違ふんです。あと、どうしても政府の案を修正しなければならぬということになると、政府はなかなか修正できない。やつぱりこれは仲裁裁定といふような仕組みに待つほかはないんじゃないか、さように考えています。

○和田(春)委員　十分私は民間との違いというものを踏まえてお伺いしているつもりでありまして、私自身、公労委の委員といたしまして仲裁、調停をずいぶん手がけてきておるわけですから、民間と同じ考え方で御質問しているわけじやないのです。ただ私がタッチをしてきた仲裁裁定の経過を通じて見ましても、団体交渉の席上当局側の指図を得て出した金額、これ以上のことはできません、あとはひとつ公労委の仲裁裁定におまかせします、こういうことを言うのですけれども、今度はさて仲裁裁定が出たといふと、できませんとおつたのにできなかつた例はないのです、最近、予算上、資金上不可能であるといつて、仲裁裁定が実施できないから国会で承認をしてくれとか、あるいは予算の組みかえをやるとかいふことが出てきた例はなくて、いつも経常経費のやりくりしないしは内部における費目の移動その他で仲裁裁定を消化してきたというのがこれまでの実績であるわけなんです。これはもう大蔵大臣よく御承知のとおりなんです。そうといつたしますなら、仲裁裁定が出てからそれができるぐらいなら、なぜ仲裁裁定の出る前に団体交渉の席上でそこまでおやりにならないのか。それがぎりぎりの誠意というものでないかと私も考えるわけなんです。これは何も労働側に立っているわけじやない。客観的に見てそうじやないでしょう。

それが、仲裁裁定は出たけれども、民間賃金の相場もにらんで出した仲裁裁定は高過ぎる、とて

もじやないが政府としては応ずることができない、そこで国会へかけるなり何らかの措置をしなければならぬということなら別ですよ。やはり既定のワツクの中でやりくりをして消化をしてきた、こういうのが実態で、苦しい苦しいといわれた国鉄さえもそうだったわけですね。たとえば国鉄の場合には工事費から削つてこれを転用するとか、あるいは経費節約分を幾ら浮かすとか、いろいろなことをやつて、ともかく仲裁裁定は実施してきたわけです。ことしは国鉄については多く問題があるといふので、これは最後に別にお伺いしたいと思ひますけれども、ほんとうにいい労使慣行をつくる、そして自主的に解決をしていくということをやろうとすれば、くどいようですけれども、仲裁裁定が出てから政府がおやりになれる程度のこととは団体交渉の席上その誠意を示す、それで初めて、争議権が制約されているという労働組合との間における正常な労使関係をつくるという上に、私は妥協な態度ではないかと思ひます。それをある程度小出ししておいてあとは仲裁裁定だ。その回答よりもかなり上積みさせる仲裁裁定が、できないで言つたのが、出たらとたん一日か二日のうちにできるよになつてしまふといふことは、結局政府なり当局に対する不信感といふものを関係労働者ないしは第三者にも与えることになる。そういう点についてやはり大蔵大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○福田国務大臣　先ほどから私は、三公社五現業の問題は、これは予算的制約があるんだ、こういうことを申し上げておるわけなんです。これを政府のイニシアチブでできる限りのことはやつてみる、これが誠意を尽くすといふことなんです。ところで、政府が誠意を尽くしてやつた、そのワツクをこえまして裁定があつたという際に、無理のことでもやらなければならぬ、こういうのが裁定の趣旨だろと思ひます。そこで裁定が出た場合と、裁定があるんだらう、こういうふうな思ひます。予算は国会で慎重に御審議をいただいてきめ

られたものです。それをめちやくちやに政府のインシアでやつていく、それは政府としてはできません。そこに民間と三公社五現業との間に大きな違いがあるのだ、こういうことを申し上げておるのです。

○和田(審)委員 これは見解の問題になつてまいりますので、大臣のいまの御答弁もそれは一つのお考えだろうと思ひます。しかし、それを推し進めていきますと、小さな問題で、当局の権限内だけで処理できるような苦情処理に類することであるとか、あるいは労働条件でも主体をなさない非常付随的な小さなものの場合には別といたしまして、いま言つてゐる団体交渉はいしは公労法のたてまえといふものは全くの擬制であつて、当局には当事者能力はない、極端にいへば政府にも当事者能力がない。そういう中で団交をやらしてゐるわけですから、全くこれは芝居をやつてゐるだけのことであつて、団体交渉を一生懸命にやろう、自主解決に努力しよう、こういうまじめな意図といふものをやはり踏みにじつてしまふことになるように私は思ふのです。ぜひそういう点は、政府にも基本的な姿勢について考え直していただきたいと思ひます。そうでないといつても無責任な出まかせの労働慣行といふものが続いていく。極端にいへば当局側も親方日の丸、組合側も親方日の丸、いいかげんなことをやつておいて、あとは仲裁裁定でケリがつくだろうというやうな形では、まじめにやろうとしてゐる組織、まじめにやろうとしてゐる組合、まじめにやろうとしてゐる当事者といふものについて誠実にたえることにならなかつたと思ひますので、限られた時間内でここでやりとりはいたしませんけれども、これはぜひ大蔵大臣、といひますよりも内閣のナンバーツの實力者といわれる福田大蔵大臣に十分ひとつお考え願ひたいということを要望したいと思ひます。

関連して最後に国鉄関係についてお伺ひしたいと思ふのですが、国鉄の当局来ておられますか。いま大蔵大臣のはうからのお答えの中

に、国鉄の場合には合理化問題が加わつてゐるのと一緒にいふか、こういうお話なんですけれども、その合理化問題をからめた国鉄当局の賃上げに対する姿勢といふのは、一口で言うとうういふことでございませうか。

○山田説明員 国鉄の問題、昨年のベースアップのときにも非常に議論になりました、御承知のやうに他の関係五現業よりも経営内容が非常に悪うございませう。それでその問題に取り組んで、いわゆる再建計画をやつてゐる最中でございませう。ベースアップに対する合理化との関係でございませうけれども、一応ベースアップをこしやりませうものは長期にずっとそれが残る。残ると申しませう、長期の問題になつてくるわけでございませう。それで国鉄の長期経理の見通しの中でどの程度のベースアップができるか。これは端的にいって合理化だけではベースアップの財源は出せませんけれども、少なくとも人件費の高騰が非常な負担になつてゐる経理内容におきまして、合理化によつてできるだけそういう赤字の原因を少しでも軽くしていく、その見通しを立てるのが先決であるといふことで、合理化の問題にそれはもう数年前から精力的に取りかかつてゐるわけでございませう。現在も案件を約九つにしぼりまして、目下精力的に団体交渉をやつてゐるわけでございませう。○和田(審)委員 そういたしますと、賃上げをやるう、あるいはそれに回答を出そう、解決の努力をするといふ前提は、国鉄の合理化問題といふことについて組合側が承認をすることが前提だといふふにいまの御説明を受け取つてよろしうございませうか。

○山田説明員 その前提といふことばの解釈でございませうけれども、私もそれは少なくとも同時に並行的に解釈されない限りは、はつきりした数字の回答はできない、このやうに考えております。

○和田(審)委員 その国鉄の合理化問題といふのは、当局の考へてゐるとおりの合理化内容に組合が賛成しろといふことですか。それとも、国鉄の今後の経営を考へた場合には合理化ないしは生産性向上といふのはたいへん重要だから、その原則について認めた上で当局と話し合うといふ、そういうことについて条件といふやうに考へておられるのか。どちらでございませうか。

○山田説明員 合理化の案件は非常に過去にさかのぼりまして多うございませうし、ごく最近では、御記憶に新しいかと申しますが、機関車乗務員の一人乗務の問題で、一昨年国民の各位にたいへん御迷惑をかけるやうな事態まで起こしました。したがういへば、それと同じやうな内容の合理化案件が今後出てくると思ひます。もちろん、原案は当方から示さないといふ話の糸口に、これを一言一句曲げないでそのとおり実行しなければというやうな性質のものでございませう。○和田(審)委員 そういたしますと、合理化問題についてそれぞれ労使の立場があるわけですから、お互いの立場に基づいていかなる方法で合理化をやるか、そのよつて生ずる問題をどういふやうに処置するか、そういう問題について当局と交渉する、そういうことを組合側がはつきりすることが必要なんだ、それを拒否されてゐる状態のもとでは賃上げをしるといふわけでも困るのだ、こういう意味ですね。当局のいうとおりの合理化を全部のめ、それが条件だといふことではないわけですね。

○山田説明員 大体お説のとおりでございませう、いま私ども、三組合ございませうが、三組合とも一応交渉の場にはのほつております。

○和田(審)委員 そういたしますと、たとへば、これは団交の席上でも言われてゐるというのを私は聞いて知つてゐるわけですが、鉄道労働組合の場合には合理化問題は否定をしない。原則的に認めてゐる。どういふやり方をするかといふことについては、もちろん当局の言いなりになるわけにいかないけれども、交渉しよう、こういうことで来てゐるわけですね。そうすると国鉄だけ回答をおくらせることはないやないか。回答の自身は、先ほど大蔵大臣は各三公社五現業の経理内容も勘案をして言つておりましたから、いいか悪いかは別として、自身について多少の違いがあり得るにしても、国鉄だけおくれるといふことではないのじやないでしょうか。示していいのじやないでしょうか。なぜ国鉄だけおくれるのですか。

○山田説明員 先ほど申しましたやうに、合理化の事業が一言一句守られなければ、必ずしもそれが条件ではないと申しましたけれども、現在団体交渉の自身になつております合理化の事業の交渉がまだ煮詰まつてゐないといふことは考へておられますので、まだ具体的な数字を出す段階まで来ていない、こういうことでございませう。

○和田(審)委員 そうすると、合理化問題の交渉が煮詰まつてゐないから賃上げの数字が出せないといふ形になると、むしろ合理化問題を団交で決めることが絶対前提だといふことになつてくるんじゃないですか。それを責めますか。また買けると思ひますか。

○山田説明員 過去にも数回、数十回、そういう経験がございませう。ですから、私先ほど申しましたやうに、合理化の事業の進みぐあい、解決の方向が、われわれも納得し、また組合の協力も得られるといふ見通しがつけば、それが過去の例からいひまして交渉の糸口にはなり得るわけですね。

○和田(審)委員 過去の例といひますけれども、それはどういふ例をさしてゐるのか知りませんけれども、いままで団交の席上で国鉄当局はそういうことをよく言われるのです。ところがいろいろ公労委で調停から仲裁の段階へ進むといふことになつて、国鉄当局の責任者が公労委の場へやつてきて、国鉄当局としては数字は言えないけれども、賃上げはぜひほかの三公社五現業と足並みをとつてしまふべくよろしく願ひますといふことを頼んでゐるものが過去の例でしよう。合理化の問題が煮詰まらなければ当局としては絶対に応じられませんが、仲裁裁定が出てもそれはの

みません、あるいは仲裁裁定をおくらしてくれ、まず合理化問題を詰めるのが重要だといつてやらせてきたのなら、賛否は別でなければ、一つの筋の通ったことだと思ふ。団交の席上ではそう言っているけれども、いつも最後の詰めの段階になると、私のほうは言えませんが、皆さんと一緒にどうぞ公労委でよろしくお願いをいたします、こういう形に書きつけを持ってきたりしてやられるのが実態でしょう。それなら、やはりそこへいく前に団体交渉の席上では、それは苦しいから出せないといふことはあるでしょう、組合側がそれを賛成するかしないかは別として、やはりちゃんと数字をお出しになるのはいんじやないでしょうかね。いつも終点は同じ時期で同じようなんでしょう。そういうことをやるのが、合理化問題そのものを解決しようという場合にも、はじめにこれを煮詰めていこうとしている人々に大きな不信感を与えるのではないかと思うのですが、その点ひとつはつきりしていただきたいと思ひます。

○山田説明員 実際問題といたしまして、先ほども申しましたように団体交渉の相手が三つの組合でございます。それから合理化事業も、従来からの引き継ぎのものもございまして、新たに提案したのもございまして、それで団体交渉に非常に時間がかかっているのは、これは事実でございます。しかしその間に現実には他の民間も大体きまつてまいります。二公五現もきまつてまいるといふ状況で、組合のほう、あるいはうちのほうで調停なり仲裁という段階にタイミングとして入っていくわけでございます。その際に、先生いまおっしゃいましたように、私ども、うちの職員にはやはり人並みの賃金は上げてやりたい気持ちを持っております。それを仲裁の席上で申し上げているのが昨年の実情でございます。ことしはそういうことにならないように、できるだけ早い機会に、認められる自主交渉の中で具体的な線まで詰めたいと思つておりますが、昨年はそういう事情でございました。

○和田(審)委員 最後は一問、大蔵大臣にこれはお伺いをし、また念を押しておきたいと思つたので、いまのことに関連して言いますと、ほんとうに合理化問題を真剣に考えておられて、それが賃上げ解決の絶対とまでは言わなくても、非常に重要な条件である、こう言うならばその態度を買くべきである、そして仲裁裁定になればもうどうせ五月の中ごろで、あと二週間か三週間程度でつづくのですから、その間にこんなあつたとして、合理化問題はさておいて、大詰めの段階でどうぞ皆さんと一緒にしかるべく御裁定を言うくらいなら、やはりいまのうちにほかと足並みをそろえて、やはり国鉄なりに誠意を示すというのが私はいい方法だと考えるわけですから、それは一つ申し上げておきたいと思ひます。

大蔵大臣に最後に一つお伺いをしたいのは、まじめのあれですけれども、いまこういう状況、いま質疑の中でもお考え願つた点があると思つたのです。ほんとうは労働大臣がいちしやるといふのですけれども、三公社五現業の賃上げ、労働条件の問題の解決というのに、公労法というもののいまのあり方は必ずしも適切なものになつていない。よき労使慣行をつくる上において、当事者の責任を回避せよといふ要素もかなりあると思つたのです。公労法ができてからかなり長い間運用されてまいりました。そういう中においてどこをどう改正するといふのは、それを論議する場ではございせんけれども、この際、公労法を土台としている労使関係というものに抜本的にメスを入れて、やはりひとつ近代的な合理的な労使関係ができて上がるように持つていくというお考えは政府にはおありでないのか、おありなのか。はつきり答えられなければ、検討するならば検討するでもけつこうでございまして、締めくくりにしてお伺いをして、質問を終わりたいと思ひます。

○福田田務大臣 ただいま御指摘の問題、またさつきからお話のある当事者能力というよりな問題、これは非常に大事な問題であるが、同時にむ

ずかしい問題でもあるわけなんです。公務員制度審議会にこの問題をおはかりいたしておるわけなんですけれども、なかなかこれがむずかしい問題であるだけに結論も出ません。そういうような状態でありまして、なお公務員制度審議会にはかつた上で、この問題をとにかく改善することができるとなればたいへんけつこうなことだ、かように考えますので、その方向で対処したいと思ひます。

○和田(審)委員 終わります。

○毛利委員 堀君。

○堀委員 総務長官の出席時間が限定をされておりますので、ちよつとその間三公社にお伺いをしたいのですけれども、先ほど最初に私がやりました問題ですが、専売公社法でも実は「予算の作成及び提出」として三十四条の二「公社は、毎事業年度の予算を作成し、これに当該事業年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項に関する書類を添え、大蔵大臣に提出しなければならぬ。」とありまして、先ほど私が議論いたしましたのは、公社のほうにもちゃんと予算総則というものがあつて、これは財政法二十二条を受けたものでもあるわけですが、公社が提出をされた予算の中に、このように予算総則を書いて提出されたのでしやうか。

○北島説明員 さようでございます。毎年予算の形式はきまつておりますから、それに基づきまして、専売公社として法律の規定に従ひまして提出いたしております。

○堀委員 ここには「大蔵大臣に提出しなければならぬ。」「大蔵大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要なら調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。」とあるわけですから、私は、公社がみづから拘束するようになつたこの予算総則をつくつて出されるはずはないだろう。どうも考え方としてみると、公社としてはおそろく歳入歳出予算の五％部分が入つたもので出された、こう思うのですが、しかしそれを大蔵省としては、いまの大蔵大臣の調整の中で、予算総則でそれをまたも

とへ戻したということなら、この公社法と予算の取り扱い上、私は筋道が通ると思つたのですが、公社がみづからやられておるといふことではないのではないか。それは、こういう公開の席上でそういうことを総裁にお伺いするのはたいへん酷な話かもしれないが、しかし形式的にはそうなつております。公社が提出する、それを大蔵大臣のほうで調整をして、大蔵大臣に手を入れられる余地があるわけですから、大蔵大臣が手を入れて閣議決定、こうなるのですから……。私はさつきも触れておりますように、せつかく予算で財源がこれだけ認められて、なおかつ当事者能力を押えなければならぬ理由は一切どこだろうかとこの疑問が非常にあります。そこで、よもや公社で書きになつて出しておられると私は思ひませんけれども、三公社を代表するといふとおかしいですが、一体財源があつても使えないようにするといふのはどういふことでしょうか。ちよつと専売公社の総裁にお伺いしたい。

○北島説明員 実は、給与総額がこういうことになつたといふことは、私自身はあとで知つたわけでありまして。こまかいことは事務的に担当の理事が処理しておりましたので……。

○堀委員 私はこれは公開の席上ではつきり言つておいたほうがいいと思つたのですが、ともかくほとんどの者が実はこれに気づいていないかつたのじやないかと思つたのです。これに気がついておつたのは、どうも私は大蔵省だけではなかつたのかという感じが非常にいたしてゐるわけです。これは総裁どうですか。これは私がさつき大蔵大臣にも申し上げてゐるように、少なくとも歳入歳出にきめた給与総額は、そこまでは給与総額に書く、これは私は法律論としても、時間がありませんからあつたてで済ましていますが、私は私のほうから正しいと考へてゐます。吉國さんの答弁をずっと押していつて、時間があればむつと詰めるけれども、時間がなかつたから終わりましたが、だから公社の総裁としても、来年度は、公社がもしお出しになるならば、今度は歳入歳出予算額と給与総

だいて、そうしてこのいまの当事者能力の問題を
すみやかにこの公務員制度審議会で検討を進め
て、少なくとも現在の情勢に合ったような体系に
改める結論をひとつすみやかに答申をしていただ
きたいというのが、実はきょう総務長官に御出席
をいただいた私の趣旨であります、これらにつ
いてひとつ総務長官の見解をお願いしたいと思います。

○山中国務大臣 公務員制度審議会がそういうこ
とを検討してもらおうという答弁があったことは、
私実は知りませんが、公務員制度審議会は今日ま
でいろいろの問題を審議をしてはまいりましたけ
れども、三公社五現業等にかかるそのような、た
とえば仲裁に移行することは紛争である、紛争を
起こさなければ結論が出ないのだというふうには
実は私は受け取っていませんでした。ですから、そ
ういうあり方そのものについて検討しようというよ
うなことが、実は具体的に公務員制度審議会の審
議の議題としては取り上げられていないのじやな
いかと思うのです。主として公務員の争議権と申
しますか団交権と申しますか、そういうものが中
心に議論されております。近く御要望どおり、第
三次公務員制度審議会を出発させたいと思ってお
りますが、地方選挙等でのような知事さんが最
終的に選ばれるか、やはり知事代表も要りますの
で、それらを待っておりませんが、大体これから
具体的に人選に入れると思えます。

当面、おそらく議論の対象になるだろうと思
うものは、約束ごとでございますから、一応は紋切
り型にいえば十二月で切れる専従問題ですね。こ
れが実は、約束といつても十一月で、切つても
らうては困るという意見もあるわけです。そこら
の問題で、最初に取り上げられるのはまず専従の
期限の問題ではなからうかという気が率直にいた
します。であります、ただいまのようなことは
毎年繰り返してあることでありますし、ことしな
どは、ことに国鉄は当事者能力を能力として財政
的に持つておるかどうかというのも非常に疑問の
ような状態の全体の経営の中で、かといって国鉄

につとめている者についてはそういうような回答
を金額で出せない、あるいは最終的に上げないとい
うことはできないところでありまして、これは
やはり大蔵、運輸両大臣でよく財政運用の協議
をしてもらわなければならぬところでありまして
けれども、それらの問題は重大な問題であります
で、当面のそういう専従の期限問題等の合間、
もしくはそれが一旦越えしめたならば、その問題
も団交権等を含めながら検討してまいりたいと思
います。

○堀委員 実は長年にわたつてこの問題を当委員
会でやつてきて、毎年少しずつ実は前進をしてき
たのですが、もういよいよいまの公労法なり公社
法、そういうところの壁にきて、率直に言うとも
う前進の余地がないというところへ来ているわけ
です。ですからどうしても一応これらの関係を整
理して、こう思うのです。一時各企業が非常に
企業内容もよくて、やや企業が自主的に給与を上
げた時期が過去にあったと思えます。昭和二十
八、九年ごろでしようか、これらの法律の改正が
みな昭和二十八、九年から三十年ごろにかけて行
なわれておるわけですから。いまは当時と情勢が
非常に変わつておるわけですね。このごろは、私
は率直にいえば、当事者能力を開放してしまつ
て、当事者でどうぞひとつやいなさいときめたい
うがもつと合理的な賃金になる。政府もそういう
気持ちを持つておるのじやないか。かつてみなが
自由なときに手綱をかけて、全部ワクの中へ入れ
て引き締めておつたけれども、今日はそうなつて
ないにもかかわらず、ワクがきめてあるからある
程度やむを得ないけれども、いろいろな問題があ
るとに残る、こうなつておるのじやないかという気
もして、たいへん時代おくれになつてきておる、
私はこういう考えをいま持つておるわけです。
ですから、まず近代的な労使関係から見れば、
さつきお話しになつた公労法でも、現業であり公
社ですから、争議権を認めて、ただし、要するに
不当な不利益を国民に与えるところだけ何かひと
つ制限があるという程度で、団体交渉権及びその

争議権というものははっきり認めて、責任のある
立場でおのの団体交渉をして結論に達するとい
うことのほうが、私はより合理的な慣行、道を開
くことにならうかと思ふのです。一べんにそこまで飛
躍できるかどうかは別として、筋としては私はそ
ういうふうに感じておるわけです。どうかひとつ
そういう問題を含めて、やはり問題は労使間で話
し合つてきめるといふことを原則とするようにし
ませんか、私はこの前も言つたのですけれども、
何か公労法なるものは、紛争の仲裁や調停の機能
であるものが、賃金決定機関であるかのようにな
つて変形してきておることはまことに適当でな
い、こういうふうに私も考えておりますので、せ
ひこれらの問題を含めて、ひとつ第三次公務員制
度審議会の中でサセスチョンをしていただいて、
来年の春開の中に間に合うかどうかかわりませ
んけれども、やはり少しも前進的な体制を考へて
いただきたいと思います、それについてのお答
えをいただいて私の質問を終わります。

○山中国務大臣 堀君の御意見も私は一つの筋で
あり、そういう考え方も持つていいと思ふので
す、検討の材料としてです。ところが反面、い
まの三公社五現業というものは、そういう姿で、
なおかつ三公社五現業が国民のために必要として
おるのかという疑問も、一方にはないとは言えま
せんですね。専売公社、ここにおりますけれど
も、これを民営論は暴論かといえはあながち暴論
ではないかもしれせんし、あるいはブルジョア
専売というものも、いま実際上の国家、社会の要
望に、国が専売でやらなければならぬような必
要性があるのかどうかというやうな問題等々の、
反面においてはまた議論もしなければならぬ。
また財政状況から見ても、林野特別会計あたりもこ
とからいよいよ単年度赤というものをを出すやう
な状態になつてまいりました。この原因の究明は
別として、もうどうにもならない国鉄、事業費を
食つていかなければならぬ国鉄というやうなこ
とをなかに考えますと、それを完全に当事者同士
の間できめなさいというので開放するといふ考へ

方は確かにあると思ふのですけれども、それを
やつた場合には、私の入つたときに議論してお
りました、三公社五現業それぞれ国の機関である
のに、その待遇はふところぐあいによつてはらば
らであるというやうなびつな現象が起つて、
また問題を逆に提起する結果になるおそれもある
のではなからうか。そしてやはり当事者能力とい
う面において、財政的に国がめんどろがある程度
見なければならぬ場合等において、先ほど国鉄
と大蔵と相談しなければならぬといふことを申
しましたけれども、そういう側面のいい意味の援
助もできる可能性がいろいろあるわけでありま
すから、そこらところは一つのお考へとして承
つて、私自身が決定するわけではありませんが、公
務員制度審議会の事務当局にそのやうな点を審議
していただく、その素材の一つにはしたいと思つ
ております。

○堀委員 終わります。
○毛利委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後一時三十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

昭和四十六年五月十一日印刷

昭和四十六年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局